

第8回「③就業条件管理：C. 賃金・福利厚生」

2024.11.15. 佐藤

はじめに

1. 前回のまとめ

1) 論点：長期連続した年次有給休暇の時季指定をするにあたって、事前に調整する義務が労働者に課されるか否か

法：法律は、年休制度、時季指定権と時季変更権限、

判例は、労働者の時期指定を尊重、ただし長期連続の場合には労働者に事前の調整義務

諸説：時季指定権説(20日以内の場合と権利内容は同じ)、

事前の調整義務説(長期連続だと事業の正常な運営への影響の蓋然性が高くなる)

2) 設問についての解説

①事前の調整、②事前調整ない場合には使用者に変更についての裁量的判断に余地を認めた

2. 今回の予定：③就業条件管理「労働時間」→「休息」→「賃金・福利厚生」

3. Reading Assignment に関する設問

佐藤論文を読んで、以下の設問に答えなさい。

①最高裁判決は、労働者の自由意思による賃金放棄と全額払原則の関係をどう解しているか。

②自由意思の解釈として多数の見解はどのように考えていると、解説されているか。

*** 本日の課題**：R.A. 解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

* 講義内容

1 法的論点：労基法 24 条の全額払の例外規定は、労働者の自由意思による放棄には適用されないか

2 法：「賃金」だと、通貨・直接・全額・定期払いの原則、最低賃金、不利益変更に高度の必要性
「恩恵」ではなく「賃金」であることは、制度化されている否かで判断される

3 諸説：自由意思で放棄可能、自由意思を厳格に解する、法定要件を満たす必要

[自己点検]

1) Reading Assignment への解答：①の解答、②の解答

2) 講義内容：a) 講義の論点、を 200 字程度でまとめよ

b) 論点にかかわる法の状況、を 500 字程度でまとめよ

c) 論点についての諸見解、を 400 字程度でまとめよ

3) 質問・意見も書いてください←採点対象にはしません

[課題提出者]

	10/04	10/11	10/18	10/25	11/01	11/08	11/15	11/22	11/29	12/06	12/13	12/20	01/10	01/17
4 以上	8	7	6	4	4	4								
3 回生	8	4	4	5	5	3								
合計	16	11	10	9	9	7								

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「④職場環境管理 A. ハラスメント」

講義テーマ：セクハラ防止のために使用者は職場環境保持義務を負うか

教科書の該当部分：論点に直接関連するのは、55 頁～57 頁

Reading Assignment：

大和田敢太「ILO 条約とハラスメント規制の原点」労働法律旬報 1947 号(2019 年)6 頁以下
を読んで、設問に答えなさい。